平成２４年（再イ）第４１号

札幌市北区屯田７条１丁目11番20号

再生債務者　村下　誠一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月６日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１４号

広島市安佐南区川内６丁目34番10―５号

再生債務者　泉　　健太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月６日

広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第５号

北海道空知郡南幌町緑町６丁目３番２号

再生債務者　北崎　禎浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月６日

札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（再イ）第８８号

横浜市青葉区黒須田１番地33

再生債務者　鳥井　静夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月６日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第４号

岐阜県高山市松之木町2872番地１

再生債務者　継石　昌和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月６日

岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（再イ）第４７号

京都市南区久世殿城町575番地３　向陽グランドハイツ616号室

再生債務者　南　　秀一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月６日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再イ）第４号

徳島県鳴門市大麻町市場字大西13番地１

再生債務者　野本　菊夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月３日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第７号

北海道富良野市字学田三区

再生債務者　湊　　兼司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年８月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月６日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第２号

和歌山県日高郡みなべ町山内394番地

再生債務者　田中　育子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年８月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月６日

和歌山地方裁判所田辺支部

計量法施行規則第百二十一条に基づく特定計量証明事業管理者講習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第三十七号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、特定計量証明事業管理者講習に関し必要な事項を次のように公告する。

平成二十四年八月十七日　　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　野間口　有

一　受講資格

（一）環境計量士（濃度関係）であって、ダイオキシン類の実務の経験一年以下の者

（二）環境計量士（濃度関係）であって、一年を超えるダイオキシン類の実務経験を有する者

（三）環境計量士（濃度関係）の下で、ダイオキシン類の実務に携わっている者

二　講習時期　平成二十四年十月十五日から平成二十四年十月十九日まで

三　講習会場　独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター

〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　講習概要

（一）ダイオキシン類の分析、測定等の技術に関する事項

（二）特定計量証明事業（ダイオキシン類）の品質管理に関する事項

（三）ダイオキシン類関係法規に関する事項

五　受講料　三万六千四百円

六　講習予定人員　三十名（ただし、受講者決定に当たっては、受講資格（一）の者を優先する）

七　受講申請書提出期間　平成二十四年八月十七日から平成二十四年九月十八日まで（郵送による場合は、最終日消印有効とする。ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。）

八　受講申請書提出先　独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター

〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

九　提出書類（各一通）

1　受講申請書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3号）

2　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2号）

3　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）

4　受講に関する調査票（特定計量証明事業管理者講習）

5　環境計量士（濃度関係）登録証の写し（受講資格（一）及び（二）の者）

6　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で「簡易書留」と朱書きし、四百四十円切手を貼付）

十　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十一　その他

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ

http://www.nmij.jp/~metroltrain/において、提出書類の様式等本件に関する情報を公開する。

計量法第 143 条第１項の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 287 号

計量法（平成４年法律第51号）第143条第１項の規定に基づき登録を行ったので、同法第159条第１項第21号の規定に基づき公告する。

平成 24 年８月 17 日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至